

## [平塚市] 介護保険事業者における事故発生時の報告の取扱いについて

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）、介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）による、事故が発生した場合の介護保険事業者から平塚市への報告の取扱いについては、次のとおりとする。

### 1 事故報告の対象となる事業者及び介護保険サービス

以下の事業者（以下、「各事業者」という。）が行う介護保険適用サービス及び介護保険適用サービスと一体的に提供されるその他のサービスとする。

- (1) 指定介護保険事業者
- (2) 基準該当サービス事業者

### 2 報告の範囲

各事業者は、次の（1）～（4）の場合、報告を行うこととする。

- (1) サービスの提供による、利用者のケガ又は死亡事故の発生

注1) 「サービスの提供による」とは送迎・通院等の間の事故も含む。

また、在宅の通所・入所サービスおよび施設サービスにおいては、利用者が事業所内にいる間は、「サービスの提供中」に含まれるものとする。

注2) ケガの程度については、医師（施設の勤務医、配置医を含む。）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となったものを原則とする。

注3) 事業者側の過失の有無は問わない（利用者の自己過失による事故であっても、注2に該当する場合は報告すること）。

注4) 利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のあるときは、報告すること。

注5) 利用者が、事故発生から、ある程度の期間を経て死亡した場合は、事業者は速やかに、連絡もしくは報告書を再提出すること。

- (2) 食中毒及び感染症、結核の発生

注1) 食中毒・感染症・結核について、サービス提供に関連して発生したと認められる場合で、以下に該当する場合は報告すること。また併せて、事業所を所管する保健福祉事務所・センターにも、発生及び対応状況を迅速に報告すること。

ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間に2名以上発生した場合

イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生

が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

(3) 職員（従業者）の法令違反・不祥事等の発生

注) 報告の範囲は、利用者の処遇に影響があるもの（例：利用者からの預り金の横領、個人情報の紛失など）とする。

(4) 誤薬

注) 違う薬を与薬した、時間や量の誤り、与薬もれなどが発生した場合、施設内又は外部の医療機関の医師の判断に基づく指示を受けるとともに、報告すること。

(5) その他

ア 離設・行方不明

速やかに周辺や心当たりがある場所を探し、それでも見つからずに外部への協力を求めたときには、報告すること。

イ 管理者が報告の必要があると判断したもの

次に掲げるもののほか、管理者が報告する必要があると判断した場合には報告すること。

(ア) 火災事故

(イ) 建物設備の不良等で利用者の健康状態に影響を及ぼす恐れがある場合

### 3 報告先

各事業者は、2で定める事故が発生した場合、5の手順により、次の両者に報告することとする。

(1) 被保険者の属する保険者（市町村）

(2) 事業所・施設が所在する保険者（市町村）

### 4 報告の書式

(1) 事故の発生の報告は、事業所ごとに次の事項を神奈川県電子申請システム（以下「電子申請システム」という。）を用いて報告することとする。

ア 事業所の概要

イ 利用者の情報

ウ 事故の概要

エ 発生時の対応

オ 発生後の状況

カ 再発防止に向けての取組

キ その他必要な事項

(2) やむを得ない理由により電子申請システムを利用できない各事業者にあっては、「事故報告書（事業者→平塚市）」（以下「事故報告書」）により報告することとする。

### 5 報告の手順

(1) 事故の発生又は発覚の後、各事業者は、速やかに（遅くとも5日以内）第一報として前項第1号のア～オまでの項目について報告する。ただし、利用者が死亡した場合、食中毒・感染症が発生した場合、職員の法令違反や、管理者が重大な事故と判断したものについては電子申請システムを用いて報告を行う前に、電話にて速やかに報告を行うこと。なお、電話での報告事項は第一報で報告すべき事項と同様とする。第一報の時点で対応が終了している場合は、第一報を送付せずに、最終報告として前項第1号のア～キまでの項目について報告すること。

(2) 第一報提出後、状況の変化等必要に応じて、追加の報告を行うこと。

(3) 第一報提出後1か月以内を目途に最終報告として前項第1号のカ～キを提出すること。最終報告提出後、利用者の容態に変化があり、追加の情報の報告をする必要がある場合、最終報告の再提出を行うこと。

- (4) 各事業者は、保険者、利用者及びその家族（以下「利用者等」という。）並びに事業者が事故の事実関係を共通に把握することができるよう、利用者等に対し、事故報告の控え等を積極的に開示し、求めに応じて交付すること。
- (5) 前項第2号に該当する事業者は、事故報告書により前各号にしたがって処理するものとする。

## 6 報告に対する平塚市の対応

- (1) 必要に応じて、事業者への調査及び指導を行うとともに利用者に対して事実確認等を行うものとする。
- (2) 介護保険指定事業者（指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定地域密着型介護予防サービス、指定介護予防支援、基準該当サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業を除く。）から連絡のあった事故については、神奈川県が定める「介護保険適用サービスにおける事故報告に係る情報提供取扱要領」に基づき、指定権者である県の対応が必要と判断されるものについて、県に情報提供する。